

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【総務市民局市民部区政推進課】2
- 特定計量器の定期検査【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】3
- 北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱等の一部を改正する告示【都市戦略局指導部建築指導課】4

◇ 公 告

- 北九州市金剛土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出【都市戦略局都市再生推進部事業推進課】5

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ポートレース事業課】6

北九州市告示第 2 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の徴収に関する事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町 2 5 番地	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 1 3 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項第 5 号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 4 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和 6 年 5 月 2 3 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで	1 0 時から 1 2 時まで 1 3 時から 1 6 時まで	門司区内の特定計量器の所在の場所
令和 6 年 6 月 1 9 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで	1 0 時から 1 2 時まで 1 3 時から 1 6 時まで	小倉北区内の特定計量器の所在の場所
令和 6 年 9 月 2 日から令 和 7 年 3 月 3 1 日まで	1 0 時から 1 2 時まで 1 3 時から 1 6 時まで	小倉南区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 6 年 1 2 月 2 9 日から令和 7 年 1 月 3 日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市告示第214号

北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月22日

北九州市長 武内和久

北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱等の一部を改正する告示

(北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱の一部改正)

第1条 北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱(平成2年北九州市告示第124号)の一部を次のように改正する。

第14条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

(北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱の一部改正)

第2条 北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱(平成2年北九州市告示第125号)の一部を次のように改正する。

第12条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

(北九州市建築計画概要書等閲覧要綱の一部改正)

第3条 北九州市建築計画概要書等閲覧要綱(平成18年北九州市告示第450号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条の4第3項」を「第11条の3第3項」に改める。

第2条中「北九州市建築都市局指導部」を「北九州市都市戦略局指導部」に、「建築都市局指導部」を「都市戦略局指導部」に改める。

第5条中「建築都市局指導部」を「都市戦略局指導部」に改める。

第8条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月22日から施行する。

北九州市公告第 272 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、北九州市金剛土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

氏名	住所
光末英治	北九州市八幡西区金剛一丁目 5 番 7 号
吉田幹夫	北九州市八幡西区金剛一丁目 10 番 16 号
花田征勝	北九州市八幡西区金剛一丁目 5 番 18 号
井川伸二	北九州市八幡西区金剛一丁目 7 番 2 号
吉田和史	北九州市八幡西区金剛一丁目 5 番 12 号
吉田 泉	北九州市八幡西区金剛一丁目 5 番 29 号
花井英敏	北九州市八幡西区大字笹田 9 1 6 番地 1
八木伸二	北九州市八幡西区金剛一丁目 9 番 13 号
芦刈達生	北九州市八幡西区大字野面 1 6 8 5 番地 1

北九州市公営競技局公告第9号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月22日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場清掃業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月1日
- 4 落札者の名称及び住所
毎日美装株式会社北九州営業所
北九州市八幡西区本城一丁目19番1-101号
- 5 落札金額
2,959万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和6年1月10日
- 8 落札方式
最低価格による。